

宇 個 審 答 申 第 2 8 号
令 和 3 年 3 月 1 9 日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市個人情報保護審議会
会 長 松 岡 久 和

実施機関における個人情報の取扱い（個人情報の目的外利用）について（答申）

令和3年2月18日付け、2字健年第1429号により諮問のありました、「実施機関における個人情報の取扱い（個人情報の目的外利用）について」について、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった個人情報の目的外利用については、当該事業の実施に当たり、目的外利用することについて相当の理由があると認められるため、下表を目的外利用・提供の例外類型事項19として追加することが妥当であると認められる。

整理番号	事務の種類	利用・提供が適当であると認める理由
19	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行うために、医療の給付、健康診査等の実施及び介護給付のために市が収集し保有している個人情報を利用すること。	高齢者の医療の確保に関する法律に規定される高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、国民健康保険法に規定される国民健康保険事業及び介護保険法に規定される地域支援事業と一体的に実施するにあたって、医療の給付、健康診査等の実施及び介護給付のために本市が収集し保有している個人情報を一元化し、利用する必要がある。 ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。また、個人情報の目的外利用の趣旨を周知するとともに、事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いについて、当該個人に十分に説明し、当該個人を尊重すること。